



# がんばってます！消防団

編集 ● 第1分団

## 火災から大切な生命と財産をまもる

これからの季節は、空気が乾燥して火事が起きやすくなります。また、風が強く吹くため、火事が起れば風の勢いにより火の勢いも強まり、被害を拡大させることになります。火災により大切な生命や財産などを失うことがないように火の取り扱いには十分気をつけましょう。

### 暖房器具を使用するときの注意点

#### 暖房器具の周りに燃えやすい物や衣類等を置かない

部屋の中で暖を取るためにストーブやヒーターなどの器具を使うことが増えてきます。使用するときは取扱説明書等をよく読み、注意点を確認して、正しい使い方を心がけましょう。

#### 給油の際は、火や電源を落とす

火災発生原因のひとつに火をつけたままの給油があります。灯油は気化しやすく火が付けば一気に燃え広がります。また、火が付いた灯油に水をかけると広範囲に火が飛び散ったり、燃え広がる場合がありますので、消火の際は必ず消火器を利用しましょう。



#### たこ足配線に注意する

たこ足配線の電源タップに電気ストーブをつなげて使用した際に、許容電力を超えた電力になり電源タップが過熱して火事が起こることがあります。また、電源タップにたまったほこりが原因でショートして火事が起った事例もありますので、電源タップの状況を確認してから使用しましょう。

### 調理をするときの注意点

火は調理に必要なものです。取り扱いにはよく注意をし、下記の注意点を確認して火災を発生させないようにしましょう。

#### コンロから目を離さない

台所での火災原因として多いのは、コンロからの火災です。台所から離れる際は、必ず火を消しましょう。



#### 油は冷えてから捨てる

使用した油をふき取ったキッチンペーパーや、まとまった油かすを冷まさないままごみ箱に捨てたことで、ごみ箱内で自然発火して火事になった事例があります。油を含んだものを捨てる際は、よく冷まして、まとめて捨てないようにしましょう。

#### 服装に注意する

ゆったりとした服や火が燃え移りやすい素材（毛羽立った化学繊維等）の服は、火が移りやけどを負うおそれがあるので注意しましょう。

火災のない年末年始をむかえましょう。



### 住宅用火災警報器をつけよう



2006年に消防法が改正され、全国の新築・既築すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。火災から自身を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。なお、住宅用火災警報器は電池で動きますので、すでに設置して年数が経過している警報器は、電池切れになっていないか確認しましょう。



成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の支援者を選び、法的に保護し、支援する制度です。

財産管理（※1）や身上保護（※2）などの法律行為を1人で行うことが難しい場合、よくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれがあります。このような被害を未然に防ぐためにも成年後見制度の利用が望まれています。以下のとおり成年後見制度の具体的な利用場面を4つ紹介します。

※1…不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など  
※2…介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など



## 成年後見制度

あれこれ決められなくなる前に

知っておこう。  
備えておこう。

場面	成年後見制度を使う前	成年後見制度を使った後
いろいろな手続きができなくなってきた 	最近、使うことのない高額な品物を買ってしまったり、キャッシュカードの暗証番号を忘れていたりいろいろな手続きができなくなってきた。	成年後見人等が私の代わりに、銀行で手続きをしてくれ、これからの生活は成年後見人等が私と一緒に考えてサポートしてくれるので安心だ。
自分では判断できなくなってきた 	最近、家にあったことを忘れてしまい同じものを買ってしまうことが増えた。一人暮らしではなく施設等に入所した方がよいのか、自分では判断できない。	成年後見人等が相談にのってくれ、私のできることを、苦手なことを一緒に整理して、サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活することができるようになった。
だまされそうになった 	悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので、今後だまされないか心配だ。	たとえ間違えて契約してしまっても成年後見人等がその契約を取り消してくれる。
支えてくれる人が誰なのか不安 	将来、自分が認知症になったときに誰が支えてくれるのか不安だ。	子どもが任意後見人になってくれ、法的な立場においてもサポートしてくれることになったので心強い。

与謝野町には、成年後見制度を適切に利用できるように後見人等への報酬を助成する制度があります。成年後見制度および報酬助成制度の利用に関する相談は地域包括支援センターへ。

与謝野町 地域包括支援センター  
 福祉課 ☎ 43-9021